

第24期 第13回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和3年7月30日

伊予市農業委員会

第 2 4 期

第 1 3 回定例農業委員会総会議事録

令和 3 年 7 月 3 0 日（金）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 1 3 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 6 名
農地利用最適化推進委員	8 名
事務局	局長
	次長
	係長
	係長

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 67 号	農地法第 3 条の規定に基づく競（公）売に係る 買受適格証明願いについて	1 件
議案第 68 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	4 件
議案第 69 号	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について	3 件
議案第 70 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	1 件
第 3 報告第 24 号	農地法第 5 条の規定に基づく届出について	2 件
報告第 25 号	農地法第 18 条の規定に基づく解約通知について	1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和3年第13回7月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号9番 ○○ ○○ 委員、11番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第67号 農地法第3条第1項の規定に基づく競（公）売に係る買受適格証明願いについて

議長

議案第67号 農地法第3条第1項の規定に基づく競（公）売に係る買受適格証明願いについて、次のとおり農業委員会の承認を求めます。

議案第67号につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

事前送付の議案説明書にも記入していましたが、買受適格証明願いとは、裁判所で競売にかかった農地や税務署などで公売にかかった農地に入札をしようとする場合、その入札者が農地法の許可を受けることができる者であることを証明する書類が必要となります。これを買受適格証明と言います。今回の審議では、農地としての利用目的なので、農地法の規定に従い、農地法第3条の審査基準に基づき審査し、許可の見込みがあるかを判断していただきます。それでは、議案説明に移ります。

1番

買受人	上三谷	○○	○○
申請地	上三谷	田	外2筆
買受人の耕作面積	○○	m ²	

申請理由 耕作地の購入
権利の種類 競売による所有権移転
作付作物や保有機械は事前送付の説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

提出されている申請書からは、いずれの要件にも該当していないと考えられます。
以上です。

議長

議案第67号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

耕地整備のされた真ん中にある農地として、管理ができなく周辺農地に多大な影響が
でている状況あります。譲受人の〇〇さんは、地元で以前から園芸農業をやっていまし
て十分な管理ができる方です。地元としては問題ないと判断しています。よろしくお願
いします。

議長

議案第67号について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
議案第67号につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第67号につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、2ページをお開きください。

■議案第68号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第68号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	宮下	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	上野	田	外4筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による	所有権移転	

作付作物や保有機械は事前送付の説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

譲渡人は農地管理困難ということで、譲受人の〇〇さんは、息子さんも農業をされていて以前に譲り受けた農地も綺麗に管理されています。今回の農地も綺麗に管理していただけたと思いますので、よろしくをお願いします。

議長

番号1について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

2番

譲渡人 三秋 ○○ ○○
譲受人 松前町 ○○ ○○
申請地 三秋 畑 外1筆
申請理由 (譲渡人) 維持管理困難
(譲受人) 経営規模拡大
権利の種類 贈与による所有権移転

作付作物や保有機械は事前送付の説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○推進委員

○○さんは3年前に旦那さんを失くしまして、デコポンなどの柑橘を作っていました。管理ができなくなり所有権移転の贈与となりました。○○さんは園地増反ということで、キウイ、レモン、果試28号などを生産しています。朝早くから伊予市に来て頑張っています。農地管理についても問題はありません。

議長

番号2について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

3番

譲渡人 兵庫県 ○○ ○○
譲受人 上三谷 ○○ ○○
申請地 上三谷 田 外1筆
申請理由 (譲渡人) 農作業従事・農地管理困難
(譲受人) 経営規模拡大

権利の種類 売買による所有権移転

作付作物や保有機械は事前送付の説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

譲渡人の〇〇さんは〇〇に実家があり、月に1回は県外から帰ってきて管理を続けていますが、今後は管理が困難と予想されるため、近所の〇〇さんが農地拡大ということで話がまとまり所有権の移転となりました。よろしくをお願いします。

議長

番号3について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いします。

4番

譲渡人 松山市 〇〇 〇〇

譲受人 双海町大久保 〇〇 〇〇

申請地 双海町大久保 田

申請理由 (譲渡人) 農地管理困難

(譲受人) 経営規模拡大

権利の種類 売買による所有権移転

作付作物や保有機械は事前送付の説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号4につきまして〇〇委員が本日欠席のため、地元委員さんに代わって、事務局の補足説明をお願いします。

事務局

〇〇委員さんから意見をお伺いしていますので説明いたします。

譲渡人の〇〇さんは松山に住んでいて管理困難になってきたとのことで、今回の申請地の隣に住んでいる〇〇さんに譲る話がまとまりました。〇〇さんは、定年退職されてから自宅周辺の農地で精力的に農業をされています。問題は特にありませんのでよろしくをお願いします。

議長

番号4について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

■議案第69号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第69号 「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1、番号2につきまして関連がありますので事務局より一括説明をお願いします。

事務局

1番

申請人	今治市	〇〇	〇〇
土地所有者	今治市	〇〇	〇〇
申請地	中山町出渕	畑	外11筆
転用目的	植林		

2番

申請人	今治市	〇〇	〇〇
-----	-----	----	----

土地所有者 今治市 ○○ ○○
申請地 中山町出渕 畑 外1筆
転用目的 植林

申請人は夫婦であり、高齢のため○○が居住する今治市へ転居したことにより耕作することが困難であることから、関係法規に対する認識不足ため平成8年頃に○○さんの農地は4筆、○○さんの農地は1筆の計5筆に対して杉を植林したということです。すでに当該農地は周囲の山林と一体化していたため、農地への復旧は困難であります。また、残りの9筆についても、管理困難であり、周囲も山林化していることにより、他に耕作を希望する者もないことから新規に植林したいということで夫婦二人の所有する計14筆、合計面積○○㎡の転用申請に至ったものであります。

申請地は、中山町出渕の○○集落の南側の山間部に位置し、10ha未満の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。以上です。

議長

番号1、番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○推進委員

○○さん、○○さんは夫婦でありまして、数年前から今治市の○○さんと住んでいまして、5筆は山林状態であり、残りを植林したいということで話がありました。よろしくをお願いします。

議長

番号1、番号2につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1、番号2につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1、番号2につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局より説明をお願いします。

3番

申請人 松山市 ○○ ○○

土地所有者 松山市 ○○ ○○
申請地 中山町佐礼谷 畑
転用目的 植林

申請地は、栗の園地として長年管理されていたが、周囲の山林化により日照不足から生産性が低い農地であり、農地として利用することが困難であるために植林を実施したく転用申請に至りました。

申請地は、中山町佐礼谷の○○集落の北側の山間部に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○農業委員

現地は、栗を作っていましたが現地調査をしますと、樹齢の高い杉や、檜に囲まれていて、栗の栽培ができない状態でございますので、ご審議いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長

番号3につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

■議案第70号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第70号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

議案第70号につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人 大平 ○○ ○○
譲受人 大平 株式会社 ○○ 代表取締役 ○○ ○○
申請地 大平 田 外1筆
転用目的 露天資材置場及び露天駐車場
権利の種類等 所有権移転

申請人は伊予市大平で○○を営む法人です。事業の拡大に伴い、資材置場や事業用自動車・重機駐車場が確保できず、これまで近隣の業者をお願いして、置かせてもらっていたが、この度自社の資材置場及び駐車場を確保すべく土地を同じ大字内で選定し、適地とする当該農地において土地所有者との話がまとまり、転用申請に至ったものであります。

申請地は、大平の○○集落にある○○の近隣に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

議案第70号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○農業委員

この案件は、写真にある住宅も申請者の所有物でございまして、近くの家も知り合いで特に問題はありません。白地農地ということで特に問題もありませんので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

議案第70号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
議案第70号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第70号につきまして、原案のとおり承認いたします。
続きまして、7ページをお開きください

第 3

■報告第 2 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく届出について

議長

報告第 2 4 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく届出」を受理したので、次のとおり報告いたします。

報告第 2 4 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1 番

譲渡人	下吾川	〇〇 〇〇
譲受人	松山市	株式会社 〇〇
届出地	下吾川字	田 外 1 筆
転用目的	露天駐車場	
権利の種類等	所有権移転	

2 番

譲渡人	下吾川	〇〇 〇〇
譲受人	松山市	株式会社 〇〇
届出地	下吾川	田
転用目的	用悪水路	
権利の種類等	所有権移転	

以上です。

議長

報告第 2 4 号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、8 ページをお開きください。

■報告第 2 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第 2 5 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

貸出人	上吾川	〇〇	〇〇
借受人	上吾川	〇〇	〇〇
届出地	上吾川	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃借権設定	

以上です。

議長

報告第25号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、次のその他事項に移ります。

■その他

- ・利用状況調査説明会について
 - ・菌床後の資材を利用した土壌改良剤について案内
- について事務局より説明あり。

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和3年8月31日(火曜日) 午後1時30分伊予市役所4階大会議室を
開催予定としております。

以上で、第13回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第13回7月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時18分 閉会)